
Et Voilà!

2019年3月13日号 (第9号)

【働き方改革関連法】

今年4月1日から働き方改革関連法が施行されます。当事業所でもっとも影響を受けそうなのが、残業時間や年次有給休暇です。

日本の企業は残業が多く、有給休暇の取得率が低いことが問題視されていました。

当事業所では、基本が週休2日ですが、1日休日出勤して実質週休1日の人が10名以上います。一方、週休2日で残業もほとんどない人も何人もいます。

自分自身のやりたいことのためや、家族といっしょに過ごす時間を長くとるために休日出勤や残業を控える人、稼ぎたいので休日出勤や残業を厭わない人と様々です。職員それぞれの都合や意向に合わせています。

働き方改革の趣旨の一つとして、OECDの中でも低いといわれる労働生産性を高めることもありますが、この仕事では労働生産性を大きく高めるといのがなかなか難しいのです。

訪問介護の仕事は、いわば手間仕事です。単純化すると、報酬単価×時間です。同じ時間内に同じサービス種別の仕事をして、売り上げが大きく異なるということはまずありません。施設介護でも、利用者（入居者）に対する職員の数が最低限は決められていて、報酬もほぼ一定ですから、やはり労働生産性は上がりにくいものです。

ですから、一般の介護職員が稼ぎたいと思ったら、残業や休日出勤を増やすしかないのです。

問題は、それを会社の都合で、例えば人が足りないからなどの理由で、無理やりやらせるかどうかです。

今回の働き方改革関連法では、年10日以上の有給休暇の取得権利者には、最低5日は有給休暇を取らせなくてはなりません。また、残業時間（休

日出勤を含んで）も、年720時間（月平均60時間）を超えさせてはなりませんし、月45時間を超える月が7か月以上あってはなりません。さらに、残業が月60時間を超える場合は、超えた部分には50%の割増をしなくてはなりません（中小企業は2023年まで猶予）。受け取る報酬は変わらないのに賃金は50%増しとなれば、会社としては、とてもじゃありませんが、月60時間を超える残業はせられません。

改正の大きな趣旨は、いわゆるブラック企業での過労死や自殺や、非正規労働者の低賃金などを受けて、長時間労働の是正、働き方を柔軟にする、同一労働同一賃金など、労働者の生活を守るためのものです。実際その通りになるかどうか、疑問視する人も少なくないと思いますが、運用次第なのでしょう。

さて、ここからが本題です。

当事業所では、より働きたいという人ががんばってくれて、利用者の皆さんの依頼に応えられています。

ずっと立ちっぱなし動きっぱなしというわけでもありませんし、暑い中寒い中に外で働いているわけでもないので、60時間の残業といっても、そう身体に負担は大きくないと思います。もちろん、それは人によって感じ方は違うでしょう。そもそも負担になっているようだったら、そこまで残業させません。したいといっても休ませます。

また、取れるときにはできるだけ有給休暇をとるなり、できるときには少しでも休ませられるように半日出勤にするなどしてやりくりしています。それでも、仕事ができる職員ほど利用者さんにあてにされて、なかなか有給休暇もとれず、残業も多くなりがちです。

実は、残業を減らすのも、有給休暇をしっかりとってもらうのも、やろうと思えば難しくはありません。

というのは、利用者の皆さんからの依頼を一定程度断ればいいからです。

今は依頼を受けたら、ほとんどそれを引き受けています。それをやめればいいのです。また、1日8～10時間利用されている人もいますが、それを6時間以内にしたり、あるいは利用時間を10:00 迎えから 19:00 帰宅までにしたり、週の利用日数を5日以内にすると制限をすれば、残業することは少なくなりますし、交替で有給休暇もとりやすくなります。

あるいは従業員を増やして、一人当たりの勤務時間を短くするという方法もありますが、なかなか人材が集まらない現状では難しいでしょう。

当然ながら、現状の日数や時間で利用されている人たちからは、困るという声が出てくるでしょう。その方たちが代わりに他の事業所に依頼できればいいのですが、受け入れてくれるところが少なく当事業所を利用している人も少なくあり

ません。

また、仕事を減らせば、その分事業所に入る報酬が減りますし、残業や休日出勤が減る職員は、その分給料が減ることになります。いくらかでも稼ぎたいという人にとっては、困ったことになるのです。

稼げないから、ほかの仕事に変わるということもありえます。

それが一番困ります。

無理やり長時間を強いたりパワハラなどによって、従業員が過労死したり自殺したりというようなことがあってはなりません。

一方で、それほど残業や休日出勤が負担になっていないし、利用者さんの介護にやりがいを感じ、さらに稼ぎたいという人にとっては改正とまでは言えません。

そういう人はそれほど多くなくても、従業員のニーズに合わせて働いてもらうことを考えると、それに応えられないということになります。

従業員、利用者のそれぞれのニーズにどうこたえていくか、今後の大きな課題です。

【メール配信】

メール（PDFまたはテキストファイル）でも配布いたします。ご希望の方は、PDFかテキストか、どちらかの配信希望の旨を右のメールアドレスまでお送りください。 voila@afnet.ne.jp

グループホーム3号館開設に向けて 介護スタッフ大募集!!

正社員 月給:22万～30万円以上

時給:1000円～1300円

1夜勤19,000円～(16:00～翌10:00)

社会保険完備 交通費(自転車を含む)支給

身体介護、家事援助、外出支援、通院支援、送迎

障害児タイムケア（障害のある子どもたちのお世話と遊び相手）

グループホーム(早朝、日中、夜間、宿直勤務)

土日出勤、夜勤のできる人、大歓迎

発行・編集：川口仁志

特定非営利活動法人あふネット

〒116-0011 東京都荒川区西尾久6-30-4 富田ビル1F 03-3809-8500

合同会社あふまん